

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書（令和6年度）

作成日 2024/10/18
最終更新日 2024/10/18

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2024/10/17
国立大学法人名		国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学
法人の長の氏名		学長 寺野 稔
問い合わせ先		評価室評価係（0761-51-1013、hyouka@ml.jaist.ac.jp）
URL		https://www.jaist.ac.jp/index.html

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		令和6年9月20日開催の経営協議会において、国立大学法人ガバナンス・コードへの本学の適合状況について説明及び意見聴取を行った。経営協議会委員からは、当該適合状況について特段の意見は無く、各原則を適切に実施していることが確認された。
監事による確認		監事に対し、令和6年9月20日開催の経営協議会において、国立大学法人ガバナンス・コードへの本学の適合状況について説明及び意見聴取を行った。監事からの意見は以下のとおりである。 監事ご意見① ○本学は、国立大学法人ガバナンス・コードの基本原則、原則、補充原則に則り、以下の特徴を持って、適合しているものと認められる。 1 国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定とその実現のために自主的・自律的に発展・改革し続けられる体制の構築 （基本原則1、原則1-1～4、補充原則1-2①～④、1-3①～⑥、1-4①② 関連） ・役員がJAIST創立時の精神（例えば、「世界トップの研究大学を目指す」など）に立ち返り、一丸となって鋭意目標の達成に努めていること ・学長と理事が大学づくり（「JAIST未来ビジョン」の実現）に向けてコミュニケーションが密で、強い「一体感」が認められること ・組織作りが進んで、スピード感ある改革・取組が行われていること ・「既存の会議に頼り、会議をこなす」といった悪弊を排除し、課題に対して臨機応変に対応するための適切な会議を設置したり、機動力ある対応をするための工夫を凝らしたりしていること 2 法人の長の責務等 （基本原則2、原則2-1,3,4、補充原則2-1-2①～③、2-1-3①～③、2-3-2①、2-4-1①～③、2-4-3① 関連） ・学長が、外部への発信はもとより、内部組織の細部へも意識して「学長だより」の発行などの工夫をし、有効活用をして、大学経営方針の浸透に努めていること ・経営協議会をはじめ各種会議には外部の多様な人材を登用し、人材からの知見を幅広く集めて大学の健全な発展に生かしていること ・基幹的役割を持つ週1回の「学長・理事懇談会」に常勤監事を今年度からオブザーバーとして参加させるなど、十分な意思疎通が図られていること

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
監事による確認		3 経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議及び監事の責務と体制整備（基本原則3、原則3-1～4、補充原則3-1-1①②、3-3-1①～③、3-3-3①②、3-4-1①、3-4-2①②、3-4-3① 関連） ・学長選考・監察会議では、大学のめざす方向や大学のあるべき姿の具体など、原則的な議論が積み上げられ、議論に沿って適切な方法や手続き、スケジュールなどが丁寧に審議され、決定されていること ・大学での勤務が初めての監事に対して、適切な業務実施が可能となるよう丁寧かつ適切な研修計画を立て、支援を行うとともに、中立性や第三者性などへの配慮にも努めていること 4 社会との連携・協働及び情報の公表（基本原則4、原則4-1,2、補充原則4-1①～③、4-2①～④ 関連） ・コンパクトな規模の大学院大学として、その特徴を最大限生かし、学生とのつながりも強く、指導が多岐にわたって丁寧であり、学生の満足度も高いこと ・正規学生として多くの社会人を受け入れた東京サテライトでのリスキル・リカレント教育といった特色ある教育の取り組みを進めていること ・10年を越えて継続している「Matching HUB」に代表されるように、産学の連携や協働で特徴ある取り組みを先導していること ・国内外の意欲にあふれた学生を受け入れることによって、多様性豊かな環境が整えられ、その多様性が研究意欲や研究の質の向上、人材の育成に非常に役立っていること ・地域との結びつきも強く、地域企業、地域の小中学校（立地している自治体の近隣自治体も含む）への支援活動も旺盛に行っていること 以上、「適合状況」として記したことは、優れた本学の特徴として伸ばし、「世界のトップの研究大学を目指す」ことにつなげていただきたい。また、本学の取組を、学生、保護者、地域、企業に幅広く知っていただくためには、「適合状況」を「わかりやすい表現で記すこと」に努めていただきたい。 監事ご意見② ○本学は、国立大学法人ガバナンス・コードの基本原則、原則、補充原則に則り、以下の通り、すべて適合しているものと認められる。 1. ビジョン、目標・戦略の策定と自主的・自律的な発展・改革の体制の構築（基本原則1、原則1-1～4、補充原則1-2①～④、1-3①～⑥、1-4①②関連） ・「JAIST未来ビジョン」（R3.1策定）の4つの「基本戦略」のもと、これらを実現するための個別施策が着実に実施されている。＜原則1-1＞ ・ビジョン等の実現に向け既存のタスクフォース(TF)に加え、研究インテグリティTFを設置し、機動的・戦略的に対応できる体制を有している。 戦略・IR室での可視化したデータを学長等の施策立案に活用、内部質保証基本方針を策定、中期計画に対する自己点検・評価等を新たに整備、経営協議会をはじめ各種アドバイザー会議での外部の方々との意見交換による助言等を法人運営の改善に活用するとともにこれらの事例を公表する等の体制が構築されている。＜原則1-2、補充原則1-2①～④＞ ・法令、本学規則等により各種会議体の設置、適任者の任命、教員の年齢・性別・国際性等人材を多様化する目標値の設定、事務職員の人事基本方針の策定、中期的財務計画の策定、未来創造イノベーション推進本部URAの諸活動による外部資金獲得体制の整備、各種基金等による寄附金の獲得、物品のリユース活用の工夫、施設の有効活用等が的確に実施されている。経営・教学運営に係る権限・責任体制、教員・職員の総合的人事方針、中期的財務計画、分かりやすく工夫した財務レポート等についてHPで公表している。＜原則1-3、補充原則1-3①～⑥＞ ・法人経営人材の育成方針を定め公表している。人材育成は一朝一夕では実現できず長期的視点に立って将来の副学長・学長補佐等の登用につながる若手候補の発掘、適切な部局

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
監事による確認		等への配置を通じた更なる次代の法人経営人材の確保、計画的育成を図っていただきたい。＜原則1-4、補充原則1-4①②＞ 2. 法人の長の責務等（基本原則2，原則2-1,3,4、補充原則2-1-2①～③,2-1-3①～③,2-3-2①,2-4-1①～③,2-4-3①関連） ・学長は、新体制のビジョン等について、教職員の理解を得られるよう代議員会等で丁寧な説明・共有に努めるとともに、学生等にも発信している。＜原則2-1-1＞ ・学長は、理事等と毎週のミーティングにより意思疎通を充分図り、業務全般に関し迅速・的確な意思決定ができる経営体制を構築している。 役員会等経営・教学運営に関する会議体での審議をはじめ、各種アドバイザー会議、プレジデントダイアログ等学内外の多様な意見等が聴ける多くの機会をとらえ、学長自ら先頭に立って強力なリーダーシップを発揮して法人経営を行っている。 大学の評価を公表している他、令和5年度から本学の重要なトピックスを「学長だより」として発信しする等、経営の透明性を高め、大学に対する社会の理解・支持を得る努力を行っている。＜原則2-1-2、補充原則2-1-2①～③＞ ・理事他各職に適切な人材を選任すると共に、各担務について達成目標、適切な評価・処遇方法等を明確にし、執行体制を整備している。 ・ビジョン実現・内部統制システム強化については「総合戦略会議」を毎月開催して強化を図っている。リスク管理体制では「リスクマネジメント会議」を活用してリスクの回避・低減を図るとともに職員に対するリスク対応意識の向上等を適切に指導している。＜原則2-1-3,補充原則2-1-3①～③＞ ・資源配分については、委員会等を設置し対応している他、学長の意思決定を支援する部局への戦略的な配置・検証を行っている。＜原則2-1-4＞ ・役員会は法人経営に係る重要事項を毎月審議。ガバナンス機能を発揮することにより学長による意思決定が迅速・的確に遂行されている。＜原則2-3-1,2,補充原則2-3-2①＞ ・理事他各職はビジョン実現に向け学長の意思決定・業務執行を十分補佐し法人経営を支えている。また、外部の経験・知見を有する多様な人材を登用・確保している。さらに、高度専門職の登用・配置、事務等職員の高度化を図る各種方策を実施している。今後は若手職員の語学力研修のみならず幅広い視野の育成に資する方策を講じていただきたい。＜原則2-4-1～3,補充原則2-4-1①～③,2-4-3①＞ 3. 経営協議会等各種会議体・監事の責務と体制整備（基本原則3,原則3-1～4、補充原則3-1-1①②,3-3-1①～③,3-3-3①②,3-4-1①,3-4-2①②,3-4-3①関連） ・自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする上で重要な役割を担う各種会議体の目的に合わせ、適切な法人経営を支えるよう工夫された体制が整備・強化され、各種会議体の審議を充実させている。＜基本原則3＞ ・経営協議会においては、学外の幅広い分野から多様なメンバーを選出するとともに運営方法も工夫している。毎回学長等から現状・課題の丁寧な説明をし、活発な意見交換を行って審議を充実させている。＜原則3-1-1,補充原則3-1-1①②＞ ・教育研究評議会においては、専門委員会を設置、教育研究に直接携わる人の意見が反映され、学長の意思決定に資する審議を行うとともに会議運営上の工夫を行っている。＜原則3-2-1＞ ・学長選考・監察会議においては、学長から独立性をもって、資質・能力等に関する選考基準を策定、選考結果・過程・理由、解任手続き等とともに明確にし公表・周知している。 本学の学長任期6年等との規則については、学長が安定的にリーダーシップを発揮できる適切な期間、継続的な経営・運営体制の構築等を念頭に置き、令和4年度より同会議において検討が進められ、令和6年度に同規則を見直し、一定の要件の下再任に係る選考を可能とする改正を行った。これらの検討は極めて丁寧かつ適切に行われてきたと考える。＜原則3-3-1,2,補充原則3-3-1①～③＞ ・学長の業務執行に対する評価については、毎年度学長との十分な意見交換を実施。任期途中3年目に中間評価を行い、今後の助言等も含め厳格な評価を実施している。これらに

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
監事による確認		監事も出席し学長の執行状況の確認を行っている。今後再任されると2年目にも中間評価を行うとしている。＜原則3-3-3,補充原則3-3-3①②＞ ・同会議の委員の選任方法・理由について定め、公表している。＜原則3-3-4＞ ・監事については、監事の学長に対する第三者性・中立性を確保するとともに、監事が効果的・明示的に牽制機能を果たし、公正・厳正な監査業務を実施できるよう、監査室が監事に対し十分な情報提供・説明を行い、密接な連携・支援を行うことにより監事を補佐する体制が整備されている。＜原則3-4-1,補充原則3-4-1①＞ ・監事は重要会議に原則対面で出席、学長他へのヒアリングを行った上で意見の表明を行い、法人の経営が適切・効果的・効率的に機能しているかチェックを行っている。監査室による前記のような監事監査等へのサポートにより監査報告を作成できる体制が確保されている。＜原則3-4-3,補充原則3-4-3①＞ 4. 社会との連携・協働、情報の公表（基本原則4,原則4-1,2,補充原則4-1①～③,4-2①～④関連） ・国立大学法人は、本来的な使命である「教育」、「研究」はもとより、中央教育審議会がかつて答申の中で指摘したとおり「社会貢献」が言わば「第三の使命」である。高等教育の中核としての大学の役割を果たすため、社会から理解・支持を得るとともに適切な連携・協働を図っていかなければならない。そのためには内部統制を整備・実施し情報の公表による透明性の確保が不可欠である。＜基本原則4＞ ・法人経営・教育・研究・社会貢献活動にかかる情報について、多様な対象に応じて内容・方法等を選択し項目分け・階層化等分かりやすく工夫して公表している。 学生には、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー等を策定・明示・公表して透明性を確保している。学生の満足度等をアンケートにより確認するとともに進路状況等を公表している。 財務諸表・事業報告書・財務レポートにより法人の活動状況、資金の使用状況等を分かりやすく工夫して作成・公表している。＜原則4-1,補充原則4-1①～③＞ ・内部統制システムについては、業務方法書・コンプライアンス規則を制定し適切に運用している。また、公益通報・学内外相談窓口・通報者保護等に関する情報を公表している。 監事監査・内部監査結果はもちろん、モニタリング結果、指摘事項等に対する改善措置状況を定期的に学長及び役員会等に報告し法人経営の見直しに活かしている。 ・職務を遂行する上で遵守すべき「行動規範」、研究倫理・公的研究費不正使用防止等の学内規則等を策定し、公表、適宜見直しを行っている。監事は不正防止推進委員会に毎回出席し必ず意見を述べている。 昨年、研究の国際化・オープン化に伴う新たなリスクに対応するため研究インテグリティの確保を提案していたところ、直ちに規則を制定し取り組みを定める等体制整備を行うとともに、学内専用ページで構成員に周知を図っている。 「公的研究費の使用に係る行動規範」に関しては、特に、コンプライアンス教育・研修をはじめ各種会議等の機会をとらえて他機関の事例を含め啓発活動を実施する等今後一層きめ細かく周知し、構成員の正しい理解、意識の向上・浸透を図っていただきたい。 また、最近増加している情報セキュリティ問題に対する訓練、研修を実施している。さらに、ハラスメント防止研修を実施しているが、コンプライアンスの一層の意識向上、遵守徹底を図っていただきたい。＜原則4-2,補充原則4-2①～④＞
その他の方法による確認		なし。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施している。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		なし。

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 – 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		世界トップの研究大学へと飛躍するため、令和 3 年 1 月に「JAIST 未来ビジョン」を策定した。策定に当たっては、大学執行部のみならず、経営協議会の学外委員など、学内外からも意見を聴取して作業を進めた。 JAIST 未来ビジョンは、本学創設の目的を受け継ぎ、独自の研究の高度化と先鋭化を進め、世界トップの研究大学を目指すとともにグローバルに活躍できる人材を育成するための指針であり、研究・教育・社会貢献・経営の 4 つの「基本戦略」とそれらを実現するための個別施策で構成されている。 ・ JAIST 未来ビジョン https://www.jaist.ac.jp/about/vision/vision2026.html
補充原則 1 – 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		目標・戦略における重要事項について、経営協議会学外委員、アカデミックアドバイザー及びインダストリアルアドバイザー等との意見交換等において進捗状況等への助言を得る機会を設けている。聴取した学外者の意見は法人運営の改善に活用するとともに、活用した事例を本学ホームページで公表している。 JAIST 未来ビジョンについても、上記スキームに沿って対応することとしている。 ・ 経営協議会学外委員等からの意見と対応状況 https://www.jaist.ac.jp/about/disclosure/corporation/management.html
補充原則 1 – 3 ⑥（1） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		経営及び教学運営の責任を明確にするため、「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学組織運営規則」において、経営については経営協議会を、教学運営については教育研究評議会を、それぞれ本学の重要事項を審議する会議体として設置する旨、規定している。 ・ 国立大学法人学北陸先端科学技術大学院大学組織運営規則 https://education.joureikun.jp/jaist/act/frame/frame110000001.htm
補充原則 1 – 3 ⑥（2） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		教員については、「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学における教員人事の将来構想」において、人材の多様化の推進の観点から、次の比率を目標値として設定している。 ・ 若手教員比率 34%以上 ・ 外国人教員比率 25% ・ 女性教員比率 15% 事務職員については、適切な年齢構成、女性職員の管理職への登用、障がい者雇用などのダイバーシティの実現に向け、令和 3 年 1 1 月に「事務職員の人事に関する基本方針」を策定している。 ・ 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学における教員人事の将来構想 https://www.jaist.ac.jp/about/data/kyouinkousou.pdf ・ 事務職員の人事に関する基本方針 https://www.jaist.ac.jp/about/data/jim_jinji.pdf
補充原則 1 – 3 ⑥（3） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学 中期計画」において、自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額及び収入額を算出し、中期的な予算、収支計画及び資金計画を策定し、本学ホームページで公表している。 ・ 予算、収支計画及び資金計画 https://www.jaist.ac.jp/about/data/mid-plan4.pdf

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1－3⑥（４）及 び補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等 （法人の活動状況や資金の 使用状況等）		財務諸表、事業報告書及び本学の財務情報を分かりやすく解説した財務 レポートにおいて、教育研究の費用及び成果等について記載し、本学ホー ムページで公表している。 ・財務諸表及び事業報告書 https://www.jaist.ac.jp/about/disclosure/corporation/accounting.html ・財務レポート https://www.jaist.ac.jp/about/data/financial-report2023.pdf
補充原則 1－4② 法人経営を担いうる人材を 計画的に育成するための方 針		法人経営人材の育成方針については、総合戦略会議及び経営協議会での 意見聴取を経て、令和４年７月２１日付けで定め、本学ホームページ上に 公表した。この方針の下、学長及び理事と一体になって大学運営を担う立 場である副学長、学長補佐及び部局長への登用や学長の意思決定を支援す る戦略・IR室への教職員の配置などを通じて、法人経営人材の育成を図っ ていく。 ・国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学における役員等候補者育成に 関する基本方針 https://www.jaist.ac.jp/about/data/kouhoikusei.pdf
原則 2－1－3 理事や副学長等の法人の長 を補佐するための人材の責 任・権限等		「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学理事に関する細則」及び 「理事及び副学長の職務分担について」において、職務分担等を定め、適 切な人材を選任している。 ・国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学理事に関する細則 https://education.joureikun.jp/jaist/act/frame/frame110000002.htm ・理事及び副学長の職務分担 https://www.jaist.ac.jp/about/data/work-sharing.pdf
補充原則 2－2－1① 【運営方針会議を設置する 法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあ たったの考え方や選任理由		本学では運営方針会議を設置していない。
原則 2－3－1 役員会の議事録		役員会議事概要を本学ホームページにて公表している。 ・役員会議事概要 https://www.jaist.ac.jp/about/disclosure/corporation/executive.html
原則 2－4－2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況		企業経営等の経験を有する人材を非常勤の役員として登用し、その経験 と知見を大学運営に生かしている。 ・役員の経歴 https://www.jaist.ac.jp/about/organization/staff-career.html

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 3－1－1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		経営協議会構成員の過半数を占める学外委員の選考方針については、「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学経営協議会規則」に「本学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する。」と規定しており、構成員としては、産業界、学識経験者、地元経済界、地元自治体、高等教育機関など、幅広い分野から選出することにより多様な見地から意見を求めることができるように工夫している。 また、構成員（所属・氏名）については、本学ホームページ、刊行物において、周知している。 （経営協議会の外部委員に係る選考方針） ・ 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学経営協議会規則 https://education.joureikun.jp/jaist/act/frame/frame110000009.htm （外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫） 経営協議会における外部委員との意見交換の実施 ・ 経営協議会議事要録 ・ 経営協議会学外委員等からの意見と対応状況 https://www.jaist.ac.jp/about/disclosure/corporation/management.html
補充原則 3－3－1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		学長選考・監察会議において、法人の長の選考に当たり、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する選考基準を策定している。 学長の選考に当たっては、選考基準を踏まえた人物を選考するべく、候補者に対して面接を実施するなど、慎重かつ必要な議論を踏まえた上で、学長選考・監察会議委員の意思を最大限に反映する形で、最終候補者を決定している。 なお、学長選考・監察会議は、選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由について、大学内掲示板に公示するとともに、大学のホームページ、電子メールにより職員に周知している。 ※ 現法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由については、現法人の長が候補者として決定された日から就任するまでの期間、本学ホームページ上で公表した。
補充原則 3－3－1 ③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		学長の任期については、「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学学長選考規則」第 13 条により 6 年と規定しており、本学ホームページにて公表している。 令和 6 年度には上記規則を見直し、学長就任後の業績が特に優れており、継続が本学にとって有益かつ必要であると学長選考・監察会議が認めるときは、学長の再任に係る選考を行うことを可能とする改正を行った。なお、学長は 1 回に限り再任されることができるとし、再任された場合の任期は 4 年とした。 ・ 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学学長選考規則 https://education.joureikun.jp/jaist/act/frame/frame110000006.htm ・ 学長選考・監察会議議事要録 https://www.jaist.ac.jp/about/disclosure/corporation/selection.html

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 3－3－2 法人の長の解任を申し出るための手続き		「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学学長解任規則」を制定しており、本学ホームページにて公表している。 ・国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学学長解任規則 https://education.joureikun.jp/jaist/act/frame/frame110000008.htm
補充原則 3－3－3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		学長選考・監察会議は、「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学学長業績評価実施要項」及び「学長の間評価及び最終評価について」の規定に基づき、学長就任から3年目及び学長の再任から2年目に「中間評価」を実施することとしており、また、評価結果は本学ホームページにて公表している。 ・学長業績評価 https://www.jaist.ac.jp/about/disclosure/corporation/selection.html
原則 3－3－4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		「学長選考・監察会議委員の選任理由及び選出方法」を定めており、本学ホームページにて公表している。 ・学長選考・監察会議委員の選任理由及び選出方法 https://www.jaist.ac.jp/about/data/selection-reason.pdf
原則 3－3－5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		本学では大学総括理事を置いていない。

記載事項	更新の有無	記載欄
基本原則 4 及び原則 4 – 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		【内部統制の仕組みの整備】 本学は、内部統制システムの整備について「業務方法書」において定め、役職員が職務の遂行にあたり関係法令や学内の諸規則等を遵守するよう取り組んでいる。 また、「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学コンプライアンスに関する規則」において、役職員の責務として「コンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育研究の発展に寄与するため、公平かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。」と定めている。 ・ 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学業務方法書 https://www.jaist.ac.jp/about/data/business-policy.pdf ・ 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学コンプライアンスに関する規則 https://education.joureikun.jp/jaist/act/frame/frame110000036.htm 【公益通報・相談窓口】 本学における不正行為の早期発見と是正を図るため、公益通報・相談窓口制度、学内・学外窓口及び通報者の保護に関する情報をホームページにおいて公表している。 ・ 公益通報・相談窓口 https://www.jaist.ac.jp/about/disclosure/compliance/ ・ 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学における公益通報者の保護等に関する規則 https://education.joureikun.jp/jaist/act/frame/frame110000038.htm 【内部監査等】 毎年度、内部監査及び監事監査等を実施し、監査結果を定期的に役員会、経営協議会等へ報告している。 内部監査及び監事監査における指摘事項等については、改善措置状況の報告を求めるとともに、改善措置状況を役員会、経営協議会等へ報告している。 ・ 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学内部監査規則 https://education.joureikun.jp/jaist/act/frame/frame110000129.htm ・ 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学監事監査規則 https://education.joureikun.jp/jaist/act/frame/frame110000020.htm ・ 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学監査室規則 https://education.joureikun.jp/jaist/act/frame/frame110000022.htm

記載事項	更新の有無	記載欄
		【法人の構成員が従うべき行動規範等】 職務を遂行する上で遵守すべき「行動規範」を定め、役職員が不断に実践する基準としている。この規範において「関係法令及び学内規則等を遵守し、健全かつ適正な教育研究活動及び業務遂行に徹し、社会からの信頼確保に努めます。」と明記している。 その上で、研究倫理、公的研究費不正使用防止、情報管理、安全保障輸出管理、利益相反、ハラスメント防止等に係る個々の規範として、構成員が遵守すべき行動規範や学内規則等を策定し公表するとともに、必要に応じて適宜見直しを行っている。 また、研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対応するため、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学における研究インテグリティの確保に関する規則を制定し、研究インテグリティの確保のための取組を定めるなど体制整備を行うとともに、本学ホームページの学内専用ページにおいて、構成員に対して周知を図っている。 ・ 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学役職員行動規範 https://www.jaist.ac.jp/about/data/executive-manner.pdf ・ 研究活動における不正行為の防止及び措置について https://www.jaist.ac.jp/research/prevention/ ・ 公的研究費の不正使用防止対応 https://www.jaist.ac.jp/about/disclosure/compliance/prevention.html ・ 情報セキュリティポリシー（学内専用） ・ 安全保障輸出管理の手続き等（学内専用） ・ 利益相反マネジメント（学内専用） ・ ハラスメントの防止について（学内専用）

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		法令に基づく公表事項及び教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報を、主にWEBサイトにおいて公表している。 ・ 本学ホームページ https://www.jaist.ac.jp/index.html
補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		本学ホームページでは、在学生、保護者、修了生、企業・研究者等の対象に応じて必要な項目を閲覧できるような構造としており、また、教育、研究、学生生活、就職・キャリア、国際交流、社会連携等の項目ごとにページ分けし、階層化した構造としている。 ・ 本学ホームページ https://www.jaist.ac.jp/index.html
補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報		学生が大学で身に付けることができる能力としてディプロマ・ポリシーを策定している。また、ディプロマ・ポリシーに示した能力を修得させるためのカリキュラム・ポリシーも策定しており、各学位の基幹となる学問分野に対応した講義及び研究室教育の実施について明示している。また、同能力については、本学の修了者を採用した企業等に対するアンケートをもって確認している。 本学の教育成果に係る学生の満足度等については、修了が確定した学生に対するアンケート及び本学の修了者に対するアンケートをもって確認している。 学生の進路状況については、本学ホームページで公表している。 ・ ディプロマ・ポリシー https://www.jaist.ac.jp/education/system/diploma-policy.html ・ カリキュラム・ポリシー https://www.jaist.ac.jp/education/system/curriculum-policy.html ・ 就職先アンケート https://www.jaist.ac.jp/education/evaluation/alumni.html ・ 修了確定者アンケート https://www.jaist.ac.jp/education/evaluation/completion.html ・ 修了者アンケート https://www.jaist.ac.jp/education/evaluation/alumni.html ・ 修了生の進路状況 https://www.jaist.ac.jp/careersupport/course/
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 当該情報を本学ホームページにて公表している。 ・ 本学ホームページ（大学案内） https://www.jaist.ac.jp/about/